

✚ 貨物概要

①鉄鋼製のキーリング（リンクチェーン付き）に、②動物を模した小さなぬいぐるみを取り付けたもの

性 状：①鉄鋼製のキーリング及びリンクチェーンを、②詰物をした紡織用繊維製の小さなぬいぐるみの頭部に結合したもの

材 質：（キーリング、リンクチェーン）鉄鋼製  
（ぬいぐるみ）ポリエステル製

サイズ：（キーリング、リンクチェーン）長さ約 50mm（二重リングとリンクチェーンを組み合わせたもの）  
（ぬいぐるみ）長さ約 65mm×幅約 8mm×厚さ約 45mm

用 途：キーホルダー、装飾品として使用



✚ 分類

関税率表第 7326.90 号（統計番号 7326.90-090）のその他の鉄鋼製品

✚ 分類理由

本品は、①鉄鋼製のリンクチェーン付きの鉄鋼製キーリングに、②紡織用繊維製の小さなぬいぐるみを取り付けたものです。本品は、異なる構成要素で作られた物品であることから、関税率表の解釈に関する通則 3 (b) を適用し、本品に重要な特性を与えているのは、バラシング又は装飾品としての性状を有するぬいぐるみよりも、キーリングであると認められます。

したがって、本品は、関税率表第 73.26 項及び同表解説第 73.26 項の規定により、同項に分類されます。

#### 分類のポイント

鉄鋼製キーホルダーと単なるバランシング又は装飾品等を取り付けた物品で、当該物品に重要な特性を与えている構成要素が鉄鋼製キーホルダーである場合、鉄鋼製のその他の製品として同表第 73.26 項に分類されます。

(参考) 国内分類例規 7326.90「4. 卑金属製キーリングと各種物品とを結合したもの」



#### 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお  
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずる  
ことがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望  
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)